

# 財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 加治木町

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
2,690	1,579	219	4,488

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	6,832	6,652	180	160	333	9,773	
地域下水処理事業特別会計	29	28	1	1	6	-	
農林業労働者災害共済事業特別会計	1	1	0	0	1	-	
一般会計等	6,717	6,536	181	161		9,773	

「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
水道事業会計	374	315	59	361	3	1,162	-	法適用
簡易水道事業特別会計	69	68	0	0	49	643	451	
国民健康保険特別会計	2,238	2,219	19	19	147	-	-	
介護保険特別会計保険事業勘定	1,479	1,447	32	32	213	-	-	
介護保険特別会計介護サービス事業勘定	18	17	0	0	7	-	-	
後期高齢者医療特別会計	235	235	1	1	63	-	-	
老人保健医療特別会計	279	274	4	4	21	-	-	
公営企業会計等計				418		1,805	451	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。  
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(-)で表示している。  
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
鹿児島県市町村総合事務組合	16,811	16,666	145	145	1	-	-	
始良郡西部衛生処理組合	2,088	2,054	35	35	-	4,390	1,172	
始良郡西部消防組合	813	807	6	6	30	234	74	
始良・伊佐地区介護保険組合	122	108	14	14	-	-	-	
鹿児島県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	108	102	6	6	-	-	-	
鹿児島県後期高齢者医療広域連合(特別会計)	206,168	201,919	4,249	2,986	-	-	-	
一部事務組合等計				3,192		4,624	1,246	

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等負担見込額	備考
加治木町開発公社	9	77	30	-	-	-	-	-	
加治木町土地開発公社	0	5	5	-	1,604	-	-	-	
十三塚原土地改良区	10	56	-	5	-	-	1	1	
地方公社・第三セクター等計			35	5	1,604	-	1	1	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

## 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	616	903	287
減債基金	139	172	34
その他充当可能基金	538	625	87
充当可能基金計	1,292	1,700	408

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

## 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	4.35	3.58	0.77	15.00	20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	11.11	12.88	1.77	20.00	40.00	簡易水道施設事業特別会計	-	-	-
実質公債費比率	12.9	14.3	1.4	25.0	35.0				
将来負担比率	183.4	166.0	17.4	350.0					
財政力指数	0.56	0.57	0.01						
経常収支比率	92.7	92.8	0.1						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(-)で表示している。  
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。  
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 20%である(公営競技は0%)。  
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。